

## 立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー

### 第1 産官学連携と利益相反に対する立命館大学の基本的な考え方

#### 1 産官学連携に対する基本的な考え方

現代の社会における人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などの急速な進展のもとにおかれているだけではなく、領域の融合や新たな領域の創成を強く要請されている。このような学術的環境の中で、大学は従来の研究の方法や内容のみに固執することなく、学外機関との交流を行うことを通じて人類の福祉と社会の進歩に貢献するという学問研究に内在する要請に応えていく必要がある。

立命館大学（以下「本学」という）とそこで研究教育に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受けとめ、「自由と清新」という建学の精神、ならびに「平和と民主主義」の教学理念のもと、国、地方公共団体、民間企業などの学外機関との交流を、わが国の大学の中でも先進的、先駆的に推進してきた。大学の基本的かつ伝統的な使命である教育と研究に加え、それらの成果を社会に普及させて社会貢献を図ることを本学の重要な使命と位置付け、産官学連携の新時代を切り拓いてきた。

これからも本学は、大学に対する社会からの様々な期待が一層増していることを認識した上で、自由にして進取の気風に富んだ私学として、新たな時代にふさわしい産官学連携と社会貢献の姿を追求し、社会的存在としての大学の役割を果たすことを確認する。

#### 2 利益相反に対する基本的な考え方

教職員が産官学連携活動に従事する場合、教職員個人が連携先の企業等との関係で有する利益や責務と、本学における教育・研究上の責務が衝突する状況が、日常的に起こり得る。こうした状況を、広く利益相反という。

産官学連携が進展することにより、利益相反状況は不可避免的に生じるものである。本学は、利益相反について、決して後ろ向きに捉えることはなく、むしろ積極的に利益相反を受け止め、取り扱う。利益相反を法令違反のように扱うことはない。

しかしながら、利益相反の状況を適切にマネジメントできない場合には、本学の教育研究に対して悪影響が生じる可能性があることも事実である。また、社会からは、あたかも本学が責任を果たしていないかのように見えてしまい、本学の社会的信用を損なう可能性もある。このような事態を回避するために、本学が自主的に利益相反に対する基本姿勢とマネジメント体制を確立していることを学内外に対して示すことによって、学外の諸団体から信頼を得ると同時に、学内の教職員も安心して産官学連携に取り組むことができる。利益相反を適切にマネジメントすることは産官学連携の健全な発展に必須であり、何よりも重要である。

### 第2 利益相反マネジメント・ポリシーの目的および関連諸規程など

#### 1 利益相反マネジメント・ポリシーの目的

このような利益相反マネジメントに関する本学の姿勢と考え方を明らかにするために、「立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー」（以下「本ポリシー」という）を定める。

本ポリシーの目的は、本学が自主的に利益相反に対する基本姿勢とマネジメント体制を確立し

ていることを学内外に対して示すことによって、学外の諸団体から信頼を得ると同時に、学内の教職員が安心して産官学連携に取り組むことができるようにすることにある。また、利益相反を適切にマネジメントし、本学の社会的信用を維持することにより、産官学連携の健全な発展に資することにある。

## 2 本ポリシーを具体化する規程など

本ポリシーに則った具体的な取り扱い等については、「利益相反規程」を制定するほか、その他必要な関連諸規程の制定・改正を行う。また、その円滑な運用を図るため、ガイドライン等による周知を行う。

## 3 本ポリシーと関連する他のポリシーなど

本学の学内外で産官学連携に携わる者が安心してこれに取り組むことができるようにするためには、本ポリシーを定めるだけでなく、産官学連携において重要な位置を占める知的財産の取扱いについて、明確にしておくことが必要である。そこで本学は「立命館大学知的財産ポリシー」を定める。

また、従来から産学間では、共同研究、受託研究および奨学寄付金などの資金受入れなどの交流形態が存しており、これらが今日でも産官学連携の重要な柱であることには変わりはない。本学は、これら学内外の交流に関する基本的指針として「立命館大学学外交流倫理基準」を定める。

以上のポリシーおよび関連諸規程は、本ポリシーおよびその関連諸規程とともに、本学における産官学連携の基本的な指針として運用される。

# 第3 利益相反に関する定義と基本方針

## 1 定義

本ポリシーでは、利益相反に関する用語を次の意味において使用する。

単に「利益相反」というときには、後述の「責務相反」と「個人としての利益相反」の双方を含んだ概念として用いる。

「責務相反」とは、本学における職務遂行責任と学外活動・兼業活動における職務遂行責任とが相反する状態をいう。

「個人としての利益相反」とは、本学における教職員個人の教育・研究上の責任と、学外活動・兼業活動から得られる教職員個人の利益とが相反する状態をいう。

## 2 基本方針

### (1) 「責務相反」についての基本方針

本学教職員は、勤務時間中は業務に専念する義務を負い、その時間と知的能力は教育・研究・学問的活動に注がなければならない。しかし、学外の活動に従事することが、そこで得た知見を教育・研究に還元することによって、教育・研究の質を向上させることがある。また大学における研究成果・知的財産を社会に還元するために、兼業活動に従事することが必要ないし望ましい場合もある。そこで本学は、本学への職務専念義務を前提として、一定の範囲内で学外活動・兼業活動を許容する。

## (2) 個人としての利益相反についての基本方針

産官学連携活動や兼業活動などを通じ、教職員個人が直接的または間接的に利益を得るケースがしばしば発生する。たとえば、直接的な金銭的利益としては、役員・顧問等としての報酬、特許実施料などがある。また、自らが役員や顧問などに就任している企業あるいは株式を保有している企業に対し、本学の施設を無償で提供すること、研究成果を無償で提供すること、指導する学生を企業の研究に従事させること、あるいは本学の物品購入において有利になるような働きかけをすること等は、間接的に個人の利益を発生させることになる。

社会への直接的な貢献を果たすために、教職員個人が産官学連携活動や兼業活動などから金銭的利益等を得ること自体は許容されることであり、基本的には非難されるものではないと考える。しかしながら、本学の教育・研究よりも個人的な金銭的利益等を明らかに優先させているとみられる場合は、公共的存在の大学教職員として職業意識と倫理の両面から疑われることであり、本学の社会的信用を損なう可能性もあるため、許容できない。本学および教職員の社会的信用を確保するために、実態の開示等によって透明性を確保することが重要であると考え

### 第4 利益相反に関するマネジメント体制

#### 1 利益相反委員会

本学では、利益相反を適切にマネジメントし、健全な産官学連携活動の推進ならびに教育・研究の高度化を図るため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置する。利益相反委員会は次に掲げる事項を審議・実施する。

- 利益相反ポリシーに関すること
- 兼業申請手続きとその承認に関すること
- 金銭的情報開示に関すること
- 利益相反に係る相談・助言に関すること
- 利益相反に係る広報・啓発に関すること
- 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告・命令に関すること
- その他、利益相反に関すること

#### 2 利益相反アドバイザー

日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもとに、利益相反アドバイザーを配置する。利益相反アドバイザーの任務は次の通りである。

- 利益相反に関する相談・助言
- 利益相反に関する広報・知識の普及
- 利益相反全般及び個別の利益相反事例に係る各種調査
- 個別の利益相反事例に係り、利益相反委員会で審議する必要性の有無の判断
- その他、利益相反に関すること

### 3 相談・助言の積極的な取り扱い

利益相反委員会および利益相反アドバイザーの役割においてもっとも重要なことは、教職員の産官学連携活動を積極的かつ健全に推進するために、日常的に教職員等の相談に応じ、助言を行うことである。利益相反委員会や利益相反アドバイザーの制度は、産官学連携活動を萎縮させる性格のものであってはならず、相反が生じてから対処すること以上に、事前に相談に応じ、助言や指導を行うことに力点を置くことにより、効果的な制度となる。

したがって、教職員等が自らの行為において疑問が生じた場合、積極的に利益相反アドバイザーに相談することを推奨する。教職員等自らが、このような事前の相談・助言体制を積極的に活用することにより、安心して産官学連携に取り組むことが可能になる。

## 第5 「責務相反」のマネジメント

### 1 対象者

「責務相反」のマネジメントの対象となる者は、原則としてすべての教職員である。しかし、「責務相反」の主たる原因は兼業であるため、雇用契約や就業規則等において、兼業が禁止されていたり、勤務時間が明確な教職員は、基本的に「責務相反」は発生しない。

### 2 兼業承認の一般的基準

学外の活動に従事することにより、そこで得た知見を教育・研究に還元し、教育・研究の質を向上させることが期待される場合や、大学における研究成果・知的財産を社会に還元するために、兼業活動に従事することが必要ないし望ましい場合には、本学への職務専念義務を前提として、一定の範囲内で兼業活動は許容される。兼業承認の一般的基準は以下の通りである。

本学における職務遂行に支障がないこと  
本学および教職員の社会的信用を傷つける恐れがないこと  
兼業しようとしている職務につき、必要な知識を有していること  
研究成果を活用するための起業については、自らの発明等を事業化するものであること  
その職務を通じて得られる知見を教育・研究に還元することが期待できること  
本学の特定の役職者または国・地方公共団体の委員等の立場にある者が、取締役・監査役・顧問に就任しようとする場合、就任先企業に対し特別の利益を供与することが想定されないこと

### 3 兼業の時間的基準

教職員の職務専念義務を踏まえ、兼業に割り振ることが可能な時間的基準は、原則として、週8時間までとする。なお、兼業先の業務が定期的でなく、時季等により繁閑がある場合は、年間就労時間の中で、柔軟に運用することができる。

### 4 兼業の承認手続

兼業の承認手続等については、「立命館大学利益相反規程」において定める。

## 5 兼業状況の報告

兼業の承認を受けた者は、兼業状況の報告を行い、承認基準を逸脱していないか（兼業の時間的限度を超過していないか、兼業による休講等を生じていないか、重要な会議等への欠席を生じさせていないかなど）につき、利益相反委員会の審査を受ける。

## 第6 「個人としての利益相反」のマネジメント

### 1 対象者

すべての教職員を対象とする。

### 2 「個人としての利益相反」に関する一般的基準

社会への直接的な貢献を果たすために、教職員個人が産官学連携活動や兼業活動などから金銭的利益等を得ること自体は許容されることであり、非難されるものではない。しかしながら、教職員の個人的な金銭的利益等を、本学における教職員個人の教育・研究上の責任よりも、明らかに優先させている状況は許容されない。

なお、実際に教職員個人が直面する事態は多様であり、こうした一般的な基準だけでは不十分である。具体的な事例を蓄積し、事例集等の形態で公開することにより、一般的基準を補完する。

### 3 金銭的情報の開示手続

「個人としての利益相反」をマネジメントする上で重要なことは、本学および教職員の社会的信用を確保するために、実態の開示等によって透明性を確保することであり、教職員は利益供与を受けた事実を本学に対して開示する。本学としては、その利益供与の事実自体に対して何らかの意見を申し立てるものではなく、その利益供与によって本来の教育・研究のあり方が歪曲されるような事態が生じていないか、社会から見た場合に本学および教職員の社会的信用を損なうようなことがないかを点検し、適切なマネジメントを行う。

具体的な開示手続や開示を義務付ける対象などは、利益相反委員会において定める。なお、個人情報管理の観点から、本学は開示を受けた情報について厳重な管理体制を取る。

### 4 個別案件に関する調査・検討

利益相反委員会および利益相反アドバイザーは、個別案件に関する調査・検討を行う。こうした調査・検討を行う上での視点は、産官学連携活動等において、個人的な金銭的利益等を本学における教育・研究上の責任より優先させていないかどうかであり、また、本学の社会的信用が損なわれていないかどうかである。こうした調査・検討が、教職員個人の金銭的利益自体を非難し、または産官学連携活動自体を萎縮させ、あるいは制限することがないよう、十分に配慮する必要がある。

具体的に、利益相反アドバイザーが日常的にどのような事項を調査・検討するかなどについては、その手続とともに、事例の蓄積・公開を通じて精緻化する。

## 第7 その他

### 1 教職員個人における倫理

利益相反をマネジメントする前提として、産官学連携活動等に係わる教職員は、基本的な行動規範としての倫理を認識する必要がある。教職員は、本ポリシーの精神を十分に理解するとともに、次にあげる基準を踏まえて行動しなければならない。

- 本学の社会的信用を維持し、学外交流の健全な推進に努めること。
- 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らの私的利益のために用いてはならないこと。
- 本学の定める規則に則り、必要な情報を開示すること。
- 法律や学内諸規程を遵守すること。

### 2 本ポリシーの適用時期

本ポリシーは、2004年4月1日より適用する。